

の性格が明示されていない。財産区と称されても、明確に条例などで取り扱う規定があるものと、そうでないものと実態はある。そういうようなものを整備するというのがこの法律の目的になっているのではないかと考えるものですから、そういうものが具体的な内容になりますかと聞いていますので、なるかならぬとかいうふうに簡単に答えていただいていいのです。

○高須説明員 さようなものを対象にいたす予定でございます。

○森田委員 そこで、第三問であります、この第二条の二項を見ますと、ここに「入会林野整備」と称するものが定義になって、この方法で入り会い権を消滅させるのだ、こういうような規定になっておるようでもあります。また第三条、第四条の各号によりまして、やはり入り会い権を消滅させるという規定になっているようでもあります。この点から見ますと、この法律の目的は、やはり入り会い権を消滅させて、そしてほかの権利に移行させるのだ、これがこの立法の目的のようにも考えられるのですが、そう解釈してよろしいのでございましょうか。

○田中(重)政府委員 仰せのとおりでございます。

○森田委員 そこで第四問、同じような質問でございますが、第二条の四項によりまして、「旧慣使用林野整備」と、こう称する定義を掲げて、その方法によって、先ほど来議論の対象になりました、いわゆる旧慣使用権の対象である財産区というようなものを消滅させるというように規定しているようでもあります。また第十九条の規定、第二十條の四項によって、第四条第一項、第三項、第四項の援用等をいたしておるようでもあります。これらを見まして、この法律の目的は、旧慣使用権を消滅させて他の権利にするのだ、したがって、これらがどんな権利に変わるかという点、所有権、地上権または賃借権等に移行するのだ、こんなふうな規定のようでもあります。これもそういうふうな解釈してよろしいのでござい

ましょうか。

○田中(重)政府委員 仰せのとおりでございます。

○森田委員 そうすると、次の質問でございますが、以上を要約いたしますと、まず部落等有の共同の総有性格を持った入り会い権、それからこれと共通する法類と見られる財産区、これらを解消いたしまして、それにかわる権利として創設されるものは個人の権利——この際、私は共有もまた一つの個人の所有権の性格を持つもの、こう解釈するのでありますが、これを共同体だとは私解釈していいのです。つまり、共同体というのは、一つの総有性格を持つもの、こういうふうな解釈します。そういうようなことでありますから、もう一ぺん申し上げると、この部落有のものは財産区、こういうようなものを解消して、個人的な権利を創設するというのが、本法制定の目的のよう結論していいように思ふのです。そう見えていいのでございましょうか。

○田中(重)政府委員 仰せのとおりでございます。

それで、いまも前から申し上げましたように、この発生の過程におきましては、入り会い林野、つまり、民法にいつております入り会い権、それからその入り会い権に基づいて使用収益される入り会い林野、それから地方自治法にいわれております旧慣使用林野、これは歴史的には同じものであるというふうな考えで差しかえないと思ひます。そこで、それらの使用収益の形が、いま先生のお話のような総有的なものであるとか、いろいろ学説はございします。いずれにいたしまして、旧来の慣行によってそのおきてがございしても、そのおきてに拘束された使用収益の形が、現在もなお広範に残っている。それをいずれも近代的な権利に置きかえていかないことには、土地の高度利用の面からいいたしても、地域社会の経済の発展の面からいいたしても、隘路になっているから、これを解消せよ、そうしてそこに近代的所有権を設定することによって、いま申し上げましたような農業あるいは林業上の発展に資し

うというのがこの法律の目的でございます。そこで、たまたま現在では、民法における扱い方と地方自治法における扱い方とがございしますから、それぞれその扱い方に応じて、その旧来の慣行を解消し、新しい権利をここに設定せよということになっていくわけでございます。

○森田委員 それでは大体目的ははっきりしたんですが、しかし、いま申し上げました部落総有の形の入り会い権であるとか、あるいは財産区、大字有等のもので、みなこれはそれぞれの伝統を持つて、必要性があつてきた一つの社会秩序だと思ふのです。われわれはこの権利の形態について必ずしも悲観していいない。これはそれぞれの一つの特徴を持つておるものと実は考えるのです。にもかかわらず、今日こういう法律案が提案されたという事は、つまり、その特徴を生かしたくないという観点に立つてのことだろうと思ふのです。それなら、こういう権利の実情というもの、は、ほんとうにほかの方法では救われないのだ、つまり、あなた方が立法なさろうという方法でなければいけないのだという何か大きい欠点。また、この方法が最もいい方法だと思はれる理由です。なぜかという立法をしなければならぬのかというその事情を、単なる抽象理論でなく、具体的に、こういうような事情があるからこういうような立法を必要とするのだということを、この点は個別的に詳細にひとつ御説明願ひたいと思ふのです。

○田中(重)政府委員 いまも申し上げましたように、旧慣使用権といふ、あるいは入り会い権といふ、これは先生のお話のように、一つの秩序として受け継がれてきたものであるということはお説のとおりでございます。それで、これはやはりその地域の農民がその自給的な農業をささへ、あるいはみずからの生活を維持していくために、それに必要な農業の再生産のために肥料の材料を取るか、あるいは燃料を取るか、その他の用途に一定の地域を限つて入り会う、入り会うために、それぞれ慣行によって定められたおきてに

従つて使用収益をしてきたという限りについては、それは一つの秩序であつたわけでありまして、ところが、社会、経済情勢の進化によりまして、その自給経済から商品経済に移行していくという経済の発展の段階がございします。それから一方において、農業の再生産のための肥料等たとえば金肥に変わつてまいるか、まぐさが牧草あるいは混合飼料に変わつていくというふうには、その使用収益の対象となつておるその林野では、それらの必要性が漸次希薄になつてくるということがあります。そこで、その経済情勢の変化に伴いながら、そのおきてについても、やはりこれに従つて変化せざるを得ないということになつてまいりました。最初は、先ほど先生もお話がございしましたし、私も申し上げましたが、純粹の意味の共同利用の形態からスタートしていく、そうして社会、経済的変遷に応じて直轄利用の形態というふうなものに移行してまいります。それからこの土地の所有という觀念が、これは先生も御承知のとおり、明治以降入つてくるわけでございますから、そこで、その土地の所有名義というものについて何らの意識を必要としなかつた時代から、それを確定しなければならぬというふうなことになるてまいります。そこにその土地の名義人というものが発生してまいります。その名義人はそのときの事情でいろいろに変わつて設定をされる。そのうちのひとつが、いまも先生が問題提起をされました市町村であるという場合もあると思ひます。それから社寺であるという場合もあると思ひます。そういうことで、土地の所有の名義人と実際に使用、収益する権利を持つておる人たちが違ふというふうな形があり、あるいはその使用、収益の必要性が変わつてくる。自給のかわりに商品を生産しよう、それで、造林が入るといふようなことになつてまいりますと、使用収益する内容もそれぞれそれに應じて変革を遂げていく。要するに、やはり生産力の発展の段階に應じて、その入り会い権者あるいは旧慣使用権者がこうしたいと考えまして

も、いまも申し上げましたような土地の所有の名義人の問題があるとか、あるいはそのおきてがあるとかいうことで、その入り会い権者が考へていけるような方向に土地の高度利用をはかることが困難であるという実態が現実にあるわけでございます。そういう点に問題をかかえている面積は、全国で二百万町歩をこえる程度に存在する。そうして民有林全体の面積の一三〇にも及ぶということでございますから、その土地の今後における高度利用の方法については農林業に限って、その入り会い権者あるいは旧慣使用権者にまかせるという非近代的な所有の關係、旧慣の状態、それを解消していききたい、農民の新しい意欲にこたえないといふのがこの法律の趣旨でございます。

○森田委員 少しそのお答えが抽象的過ぎるようには私は考へるのです。そのとおりだと思ふのですが、しかし、もう少し、この立法を必要とするものは、こういうような問題が随所に起こつたのだという、必ず必要な問題が起こっているはずなんです。その問題をあまり御説明は要りませんから、こういう問題があるのだ、だからこういう立法を必要とするのだというふうに、具體的なお答えを課長さんからお願ひしたい。

○高須説明員 具體的な事例を申し上げますと、たとえば北陸のほうのある県でございます。明治時代の名義になつておりますので、その一つを消そうと、現在の権利者の名義に書きかえようというやうなことをいたしました場合、明治時代の一入の子孫をたどつてまいりますと、四十八名もいた。四十八名のある者は外国に行つておるといふやうなことで、それらの一つ一つの相続の経緯あるいは転売の経緯等をいろいろたどつてまいりますと、その順番に登記を進めてまいりますと、最後に現在の権利者の氏名に書きかえる、こういうやうな一人の名前を消すためにも、ばく大な経費と時間を必要としたすわけなんです。したがうが、いま、こういうやうな現在の権利者の正確な所有名義に切りかえなければ、融資の道も閉ざ

されてゐる、あるいはいろいろな資金を導入する、政府も補助を行なつてまいるというやうなこともできかねておる次第でございます。たとえば公園造林などを及ぼそうとしたとしても、名義がはつきりいたさない、だれの所有物であるかはつきりしない、そこで担保にもとれない。地上権設定ができない。こういうやうなことで、政府がたとえ補助の手を差し伸べよう、あるいは融資をいたそうと思ひましても、対象になつてまいらない。勢い、すべてのものがそこから逃げて、置き去りにしてまいらう、こういう結果に相なつておるわけでございます。二百万ヘクタール以上のところでは、今日必要な飼料畑の造成であるとか、草地造成、いろいろな必要性があるわけでございますが、具體的にそれが動かないというのが現実の問題であります。

○森田委員 一応その点をお伺ひしておきまして、そこで、次の問題であります。いまのやうにいろいろの問題が起こつて、これを解決しなければ新時代に適應ができない、こういう考へで個人権利化するのだ、これが近代的要請だといふ御見解のもとにこの案を出したと考へられるのです。が、一、個人の権利にしてしまえば、どんな特徴があるのか、どういふ利点があるのか、それもありめんどくさくて、抽象的でなく、具體的にお答えを願へば幸ひと思ひます。

○田中(重)政府委員 まずその土地を高度利用していこうという場合に、それが確實に自分のものである、自分の権利のもとにある土地であり、あるいは持ち分であるといふことで、初めてその意欲もわいてくるというものであらうと思ひます。それからその次は、そういうふうな権利が所有権なり地上権なりに明確になりましてこそ、いまも調査課長からお答えを申し上げましたやうに、これを補助の対象とする場合にいたしましたも、融資の対象とするにいたしましたも、初めて可能になつてくるといふことが言えるかと思ひます。それで、その旧慣使用権あるいは入り会い権が解消をして、そして新しい権利が個人のものになつた

後に、それが法人その他のものに出資をされていくという過程を経るにいたしましたも、いずれにしても、一たんは近代的な市民法の考へてゐる権利、そういうものに改変をされる必要があるといふやうに考へてゐるわけでございます。

○森田委員 そこで、次の問題をお伺ひしたいのですが、なるほど個人の権利に移行させると、個人の創造意欲と結びついて、林産業も効率化するだろうといふやうな前提のもとにやられた。しかし、それと同時に、この土地の兼併が行なわれるといふ弊害が必ず起ると思ふ。いま共同化の總有的な権利としてめんどうなことになつてゐるから、また過去のものと共同生活の経済上の基礎として温存されてゐるのです。これをいまこの法律で個人的にやられると、山の中のほんとうの部落などでも、必ず金を持つてゐる者にその個人の権利といふものが集中していく。このままの権利ならば、不十分であつてもとにかく共同生活の経済基盤があつたのだ。ところが、今度いよいよ個人的なものになつてしまつて、だれか一人にそれが集中してしまつと、そこから脱落した方々はおそらく永遠にその権利にあずかることができないという現象が必ず起ると思ふ。これを私は憂へるのです。こういうものは防ぎようがないやうに思ふのですが、これに對しては何かお考へがあるのですか。

○田中(重)政府委員 それはごもつともな御意見だと思ひます。それで、まず、入り会い林野整備計画あるいは旧慣使用林野整備計画を都道府県知事の権限で審査をして、そして認可を与えるという手続になつておりますけれども、その計画を知事が認可をする段階で、この新しい権利が不当に一部の者に集中しないやうに十分に配慮を加えるといふことをまず明確に規定をいたしております。なお、その計画の内容におきまして、その土地の利用計画の上においていろいろ具體的に盛られてくることになると思ひますが、そういう点でもやはり知事の審査がそこで行なわれるといふことになりまから、そこで、そういう意味から

いいますと、まず審査の段階で、先生の御心配になる点を十分に防ぎ得るのではないかと考へてございますが、一たんその計画が認可をされて、そして新しい権利が設定された場合には、政府といたしまして、できるだけ生産森林組合あるいは農業の場合には農業生産法人等、そういう法人にその新しい権利を持ち分として出資をさせて、そして権利の零細分散化あるいはまた一部の者への兼併、それを防ぐやうに行政指導で持つてまいりたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

○森田委員 そういうお答えがあるのではないかと考へて、実は少し調べてみたのです。ところが、いまのお答えでは、とてもそれはうまくいきやうがないと思ふ。第一に、いまあなたがお答えになつたのは、六条の二項の三でお答えになつてゐる。ところが、六条の二項の三といふのは、これは認可を与えるときに集中させないやうにしなうといふだけの話なんです。問題は、そうじゃない。一、認可して、権利が分割されて個人に行き渡つた後に、長い時間の間に必ず兼併が起る、こういうことなんです。私はそれを心配してゐるのです。それを防ぐ方法は、いまのあなたのお答えでは、これはとても防ぎ切れません。これは第六条の二項の三の規定の運用のことをいま私はお話し申し上げてゐるのですが、これであなたとても救えるわけがないのです、認可のときだけです。

そこで、もう一つ、いまのお答えの中にあるのは、森林組合もしくは農業生産法人等にこれをなるべく移行させたい、そうすると、一つの共同化になるのじゃないかといふ御意見のやうにお伺ひしたのですが、たぶんそうだろうと思ひます。これはその七十八条に規定されておりました。これも調べてみました。ところが、これはただきわめて何か特殊な利益を与えることによつて、たとえば登記の場合の利益を与えるとか、何かそういうやうなことで、なるべく共同化していこうやないかといふやうにお考へになつておるやうであ

りますが、これはいくかもしれないけれども、おそらくは大部分のものはそこへいかないだろうと考えられる。もしあなたがそういうふうにお考えなさるなら、この立法の中で、いまの人格転換が行なわれるのですから、人格転換が行なわれるときに、近代化、つまり、近代的な新たな装いで登場させる切りかえの場合に、もう少しまい立法をしていただいて、そこへすぐ大部分のものが切りかわっていくような方法でこれを立法してもらわなければ、これはやはり漫然と切りかえられて、個人の権利になって、そしてその後長い年月の間には必ず合併が行なわれて、せつかく山の中などで小さな部落などが一応共同体としての森林経営で平和を保たれていたのが、そうでない場合に到来する危険性があると私は考える。だから、こういう点にこの立法の非常な反省しなければならぬ点があるように私は考えるのですが、この点に対して一応御意見を伺っておきたいと思ひます。

○田中(重)政府委員 そのお考えはごもっともだと存じます。それで、この法律の立案にあたりまして、いま申し上げましたような趣旨を盛り込むと同時に、権利取得後の扱いについては、できるだけ集中あるいは分散を避けるように行政指導をしたいということをお願いしたのでございます。また、それぞれの具体的な入り会い林野の所在する町村におきましては、そういうような趣旨でのコンサルタントその他を設置をいたしまして、そういう趣旨で将来計画を進めるような指導もあわせ行なつてまいりたい、こう考えている次第でございます。いずれにいたしましても、この法律のいってまいりますところは、旧来の慣行による権利を近代的な私権に切りかえるという点にねらいがございますので、その私権の行使について法律の面で強制的な制度を考へるということにつきましては、これを政府の考へ方としてはとらなかつたということでございます。

○森田委員 大臣が時間の制約があるそうでございますから、少し論を飛ばして大臣の御意見をお

伺ひしておきたい。

それは要するに、この法律の目的とされるものは、旧来の入り会い権なりあるいは財産区なり、そういうような総有的な性質を持っているものの権利を消滅させて、新しく個人的な権利にこれを移行させるというのが本法の目的だということです。まさに個人主義の頂点に達した現代ローマ法のおもむくところ、やむを得ない立場に立たされたように実は私は思うのです。しかし、今日の姿を大臣ごらんください。この都会のどこに一体平和がある。つまり、権利権利といつてお互いの権利の争ひばかりしておつて、外へ出たつた安心が一つもできないようなことになつているのであります。文明だ文明だと言いますけれども、何が一体文明なのか。毎日人殺しが行なわれている。こういう時代、これはやはり権利権利という個人主義中心の時代だから、こうなつたものであつて、これはローマ法の欠点が如実に実現されている時代なんだと私は解釈するので。ところが、これとちよつと対照的になつていゝ問題は、いまの入り会い権です。これはなるほどいまだ数は非常に少なくなつておりますけれども、日本のこの山の中に百戸以下の部落がたくさんござい見ますと、大体百戸以下の部落の入り会い権といふのは八五割を占めてはいるのであります。この存在といふことは、日本の山村農民生活にとつてきつめて重要な共同生活の経済上の基礎を与えているのです。なるほどいろいろの欠陥がありましよう。先ほど御指摘になられたとおり、私もそれを認めます。しかし、その欠陥はその欠陥として正でできるはずなんです。たとえば人の権利の關係が混乱して、形式上の仮装した名義が今日実態に合わない、こういう欠陥があることは、私も承知いたしております。承知いたしておりますが、それはその面では正でできるはずなんです。たとえば、いまこの売り上げ高がどういふ形で使用されているかなどというのを統計によつて見ましても、こうなつております。山林収入の使途

別比率というものの調査によりますと、一九五五年二月から一九六〇年の一月までの五カ年間の平均になつていゝようであり、一九六〇年のセンサスによるものののであります。それによりますと、部落費、部落公共事業等に使用するものが六一・九割になつておる。それから造林事業に使用されるものが二一・六割、市町村の費用に支出されるものが三・二割、権利者に分配するものが二・六・五割、その他二・一割となつておる。これは非常に重大な統計だと私は思ふのであります。それはなぜかといふと、部落費、部落公共事業に使用するものが六一割を占めていゝということ、約六二割になります。こういうことはたいへんなことなんです。何に使うか。たとえば消防、公会堂、お祭りの費用あるいは部落レクリエーションの費用、そういうものが共同生活の基礎になつていゝわけなのであります。これが私は日本の農村の実生活の上から見て、非常に価値があると思ふべきだと思ふのです。何も映画を見るばかりが能ではない。やはり部落の中にいて、郷土芸術を中心になんが楽しめる、その経済上の基礎を与えていたものがこの入り会い権なんです。それをどうして廃止して個人に分配しなければならぬのか、これは非常に大きい政治問題であります。今日、入り会い権がなくなつていゝめいめい金を出し出しすればいいじゃないかといふ議論も立ちましよう。しかし、大臣はこの辺は一番よく御存じのはずなんです。金持ちはよい出した、貧乏人はさっぱり出せない、お祭りの酒もすみのほうで小さくなつて飲んでいなければならぬ、こういうようなコンプレックスを感じさせることがなく、一年に一度や二度のお祭りだけは、みんな何らの隔たりがなく平等の立場で、しかも先祖伝来から伝わつてきた郷土芸術なりお祭りの雰囲気浸まつていゝ、これが農村にとつてのただ一つの生活価値なんです。ところが、これがいなくなつていゝことなんです。それで、これを個人に分配してしまおうといふところが、私は

実はおかしいと思ふ。だから大臣、どう考へても、この共同体といふものはこのまゝやはり持続していくという体制も、私は一本考へてもらいたい。なるほど都会に接近してしまつて、近代生活と非常に接觸が激しく、とてもそういう共同体を維持できないような場所は、これはこの立法のとおりの個人化していったらいいでしょう。しかし、日本の山村などといふものは、そういうところにはばかりあるわけではない。先ほど申し上げましたように、この統計を見ましても、事業構成といひましては、百戸以下の部落といふようなものが八五割を占めていゝ。こういうのでありますから、相当部分やはり分解しないのであります。おいたほうがいいのじゃないかと私は思ふ節がある。したがつて、そういう共同体生活、つまり、ゲルマン法の最もいい法が日本の中にも温存されておるのですから、これを時代おくれだといつてすぐ否定するといふようなことでなく、どうやつたらばそれを温存しつつ近代生活に順応していったらそれでいいのだ、こういうふうに一方的にローマ法化していくといふことは、私は、近代化でも何でも、実はこう考へるのです。大臣、どうでしょう、何もしつてこれを全部個人化する必要がないのだから、やはりそういうものはそういうものとして、近代的な形になれるような法改正といふものも今後十分検討に値する、また政府のほうでも、そういう形の方向に、つまり二本立てで進んでいくことが、きつめて必要な政治態度ではないか、私はこんなふうに考へるのであります。この点に対して大臣の御高見をお伺ひしたいと思ふのであります。

○坂田国務大臣 森田委員の申された論点については、私も其の點の點があるのでございます。しつうして、それは現在よりもつと以前において、特別にそういう思想が強かつたことは、私も申し上げることができると思ひます。しかし、現在のうちに、だんだんかような情勢に相なつてま

然救済しようとしていない、そっちは野放しにしておいて、そうして権利を個人化するこののみが近代化だという考え方におかしい点があると、私はこう申し上げている。なるほど、大臣のお答えへのように、第三条を見ますと、入り会い権者全員 of the 合意を必要とすると、こう書いて、いかにも民主主義的で、強制しないんだといっておる。また

第十九条においても、市町村にある財産区を消す場合などでも、市町村長は議会の議決を経ることが必要とか、あるいは旧慣使用者の意見を聞くべきだなどといって、いかにも了解を得ているの

で、強制しないように大臣はいま答弁しましたけれども、この立法の第一条、第二条をごらんください。もう率直に表明しているんですよ。入り会

い権を消滅させると、こう書いてある。それから、旧慣使用権を消滅させる、それを消滅させるのが近代化だ、それが第一条の権利の近代化だ、こううたっているのがこの法律なんです。だから、大臣、あなた、ここでそういう答弁をすれば一時責任が免れるなどとお考えになられるんじゃない、この法律の根本趣旨と合わない答弁になると私

は思うのです。そうじゃない。この法律は、もう一べん繰り返せば、入り会い権なりあるいは財産区なり消滅させるということが目的なんです。そしていろいろのえさでもってこれをつつて、県知事に計画を立てさせるようにやらせて、その告示をすると、即刻個人の権利に移行して、そこで入り会い権が消滅するということ、非常に厳格な法律

なのです。そういう点に私は非常に疑問を持つわけなのです。でありますから、ここで私が大臣、あなたに聞きたいことは、法律じゃないのです。私は、あなたに法律論を聞く気持ちは毛頭ございませぬ。そうじゃなくて、この法律の目的は、入り会い権なりあるいはその旧慣使用権を消滅させるということを明確に旗立ててうたっている法律

なのです。それじゃどうもおかしいじゃないか。何も消滅させなくたって、いいところを近代的な世界に適應するように一応これを助長するような方法も考えられたらどうかと、こういうことなの

です。だから、幸い任意にやらせるというのであります。それから、残るならば、それを別な立法の方向にひとつ検討してもらえないかというのを大臣に質問しているのです。これは政治家の立場からひとつ御答弁をお願いしたいのです。何のために全部ローマ法的な個人化をしまつて、ゲルマン法でないところまで消してしまわなければならないのか、そこに私の疑点があるので、残っている部分について別な立法をするだけの幅を持った検討の余地が私はあると思うから、大臣にひとつその点に対する御答弁をお願いしたい、こういうことなのです。

○坂田国務大臣 森田委員の申されたことについて、本質的には私もさような考え方をずっと持っておったのです。もっと徹底的に申しますと、これは永小作権の消滅問題があつたときに、私は存続を主張して大問題を起したこともあるくらいでございまして、法律上便宜であるとか、法律上はつきりしないものだからさういふものは消滅すべきであるということについて、私は反対なのです。やはり実情に即応して、ほんとうに社会をよくする、こういう意味から、むずかしい法律でも存続させる必要のあるものは存続すべきものであるという点について、私は始終一貫しております。その点は、森田委員が大体その気持ちで言われておるのであらうと私も考えます。私はさういうわけでございしますが、現在のこの入り会い権の問題について考えましたときに、いろいろ見ましても、最近では草刈り場としての効果をなくしてたり、あつてもそれが個人的な共同のものに変わつていたり、それから今度林野にそれを育成する場合においても、非常に困難性を認める。いわゆる権利者がよそへ行つておつてわからなくなつて非常に困るという場合が起つてみたり、これは詳細な点はなんでございしますが、最近のいろいろの実態を見ると、やはりこれはやむを得ず永小作権の消滅のように、いわゆる近代化して、つきり権利関係ができるものならば、できないものはやむを得ないが、できるものならば、ま

た全体がそこに合意するものであるならば、できるだけ限りの範囲においてさういふ方向に進むがよからうというふうから見て、現在の入り会い権は大勢的に見まして、とにかく方法を講じてこれらの消滅をはかつていくということが、現在としては必要ではないか。しかし、これはいま申しましたように、法律によつて全部を失はしめるとか、さういふことではなしに、手続法によつてさういふ方向に進むことがいいのではないか、かように考えたようなわけでありまして、したがって、現在の実情においても存続しておく必要のあるといふこと、これは総合的に比較考慮すべきことであつて、どちらがどうというのを絶対的に言えないわけではございません。しかし、大勢論としては、これはやはり消滅して近代化するほうが適當である、さういふふうに判断したわけではございません。

○森田委員 大臣お急ぎのようでありますから、結論だけちょっと。つまり、さういふことなのです。この法律に私は反対しているわけじゃないのです。やはりこの方面の近代化は必要だが、しかし、入り会い権というものの特徴があるので、それから、この法律で全部消えるのじゃないのです。やはり残る。残つたものは野放しにしておかれては困る、さういふことなのです。それを助けるような立法の方向をひとつきめてもらえないか、それを検討してもらえないかということをお大臣の答弁をお伺いしておきたいということなのです。

○坂田国務大臣 私それは同感でございします。現在の情勢から申しますと、非常にわずかな部分であらうと思ふのです。以前は、以前というのは、だいたいこれは年代的なもので、永小作権が存続しておつたあの当時においては、私は絶対これを存続する主張を唱えたものです。これらの問題についても、永小作権並びに入り会い権についても、同様の主張を唱えた一人でございします。が、現在の情勢はやはり大勢としては、これを消滅させて、さうして近代化していきたいという気

持ちでございします。それはやはり経済情勢の変化によるものである、時代の変遷であると思うのでございします。さういふことでございしますが、しかし、いま仰せられたように、手続的には、まだ存続しておく段階のものあらうと思ひます。確かにさういふことであらうと思ひますから、さういふ点については研究を加えていきたい、かように存じております。

○森田委員 そこで、これは少し質問が前後いたしました。長官にお尋ねしたい。

これは事務的なことになりましたが、一本本法を施行するにあつて、さういふような特典が与えられていくか、これを項目別に、あまり詳しくなくいいが、さういふ特典があるんだということ列挙していただきたいのであります。

○田中(重)政府委員 特典につきましては申し上げませんが、まず登記でございします。登記につきましては、権利を取得した者にかつて、都道府県知事が一括して登記の申請を行なうように、登記の手續の簡素化をまずはかつたということが一点でございします。

その次は、税制の面におきまして、所得税、登録税、それから不動産取得税でございしますが、これについての特例の措置を講じております。まず、入り会い林野整備等によりましてその権利が個人に移ります、そこに経済的な利益として考えられるものが生ずることがある、しかし、それにつきましては租税を課さない、それが第一点。その次が登録税についてでございしますが、入り会い林野整備等によりまして取得いたしました所有権その他の権利についての登記については、登録税を課さない、非課税にするということでございします。それから先ほどお話のありました、さういふ権利を生産森林組合あるいは農業生産法人等に出資をしたという場合には、出資を受けた場合のその権利の登記につきましては、これは土地の価格の千分の六にするということでございします。その次は、不動産取得税についてでございします。その課税標準の算定につきましては、固定資産税

評価額に、通常の売買価額に対する土地の取得にかかる支払い額の割り合いを乗じた額によるというふうにしてございします。

登記の手續、それから税制上の恩典、以上のとおりでございします。

○森田委員 それじゃ最後に、もう一点お伺いしておきたいのですが、それは官有地に入り会い権というものが存在するかどうかという問題、この点について、ひとつ林野庁の見解をお伺いいたしておきたい。

○田中(重)政府委員 そのお尋ねの点につきましては、学説としてはいろいろございしますけれども、農林省としてとつております考えといたしましては、結論を申し上げますと、やはり大審院の判例のように、国有林野には入り会い権はないという考え方でございします。もちろん、明治の初めの土地官民有区分のあの時期に、入り会い林野等に準じたもの、その他官有地となつたものがあるかと思ひます。その中には、すでにさういふものについては払い下げを行なつたもの、あるいはまた国有林野法に基づきまして、共用林野あるいは部分林その他の契約関係に切りかえたものというふうになつていっているさういふに理解をしておるわけではございません。

○森田委員 これに関連して、大審院の判例が大正四年の三月に出ているようでございします。これは御承知だろと思ひますが、これを見ますと、大審院においては、官有地には従来の入り会い権はないという判例が出されて、それから以後は官有地についての入り会い権が否定されている、さういふふう聞いています。これは最も権威ある判例でございします。この判例が出て以来、林野庁の見解もまた、国家の最高の裁判所の意思表示でありますから、このとおり行政庁では考へて、官有地には入り会いがないのだという見解で一貫してきているわけではございしますか、その点お伺いいたします。

○田中(重)政府委員 そのとおりでございします。○森田委員 以上で私の質問は終わります。

○中川委員長 午後一時再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後一時三十九分開議

○中川委員長 休憩前に引き続き開き

午前中に引き続き質疑を行ないます。森義親君。

○森(義)委員 この法案は、当初林業基本法の関連法として、林業基本法の提案と同時に提出する予定であったところが、関係各省、特に自治、法務、大蔵との折衝が非常に難渋をきわめてきつくなった、こういうふうになっておるわけですが、特に関係各省との折衝の中で問題点になったところ、どういう点が問題点になって二国会も経過したか、その点について最初に承りたい。

○田中(重)政府委員 この法案は、林業基本法の趣旨に沿って、具体化施策の一環として考えたわけですが、それから林業基本法の十二条にも、小規模林業経営の規模の拡大ということ、特に入り会い林野という名をあげて規定もいたしているというところで、その提案を急いだわけではなかったが、御承知のとおり、入り会い慣行が行なわれている状態に、民法にいうところの入り会い権に対して、地方自治法にいうところの、慣行により公有財産を使用するという形の使用収益の型がございします。それで、それぞれ一つの方式にまとめて近代化の手続を進めていくということには難点がございまして、やはり民法あるいは地方自治法のそれぞれの規定に従ってその近代化の手続を進めていくということに、自治省との話し合いを進めていく過程におきまして、いろいろ論議があつたということが一点。

それからそのほか、この入り会い権の消滅と近代私権の設定という過程において、税法上、手続上の恩典を与えることにつきましての大蔵省あるいは法務省等との折衝に、相当に論議を重ねる必要がございましたので、今日ようやく提案する運びになったのでございしますが、相当な時日を要した、こういうことでございします。

○森(義)委員 いまのお話で、自治省とは、自治法上の旧慣使用権の問題あるいは民法の入り会い権の問題を同一法律で律することはむずかしいという問題で、議論があつた。特に大蔵省、自治省とは税法での恩典の問題があつた。それだけの問題で二年ほど折衝に日を要した、こういうことですか。それなら、当初農林省から出されたこの法案の基本的な考え方が、その折衝をめぐってどこか修正された、あるいは曲げられた、こういうことはございせんか。当初の農林省の計画どおり大蔵省あるいは法務省、自治省を説得し得た、こういうふうにお考えなのですか、どうでしょうか。

○田中(重)政府委員 その点につきましては、説得をしたということとちょっと語弊がございしますけれども、相互の意見の交換を通じて意思統一をはかるのに必要な時間を要したということとございまして、当初の考え方が変わったというふうには考えておりません。

○森(義)委員 自治省からお見えになっておりますが、その点、いま林野庁長官から答弁があつたとおりなんですか。特に自治省からこの法案の作成の過程で問題点がなかつたのかどうか。

○降矢説明員 自治省といたしましては、ただいま長官から御説明がございました旧慣による使用権の問題につきまして、自治法にある手続を前提にしてこの法律を特に考えてもらおうという点と、旧慣による使用権の場合においては、公有財産の使用でございしますので、その面で行政目的を明確にした上でこういう権利の近代化をすべきじゃないかという御意見を申し上げた次第でございします。

○森(義)委員 この法案を読みますと、確かに直接には旧慣使用権の問題で自治省としては問題があると思うのですが、入り会い権の今度の整備は、具体的に法案が成立しますと、各地方自治体で知事が認可をするわけですね。実際の行政指導

は、おそらく入り会い山のある市町村が扱うことになると思うのです。そういう点について、地方自治体の公有林であるところの、いわゆる旧慣使用権の問題だけをこの法案の中で議論をされた。そうすると、入り会い権をこれから実際に運営されていく過程の作業を担当する自治省として、その点について問題点はなかつたのか。あるいはあとも議論をしたいと思いますけれども、現在入り会い林がそれぞれの貧しい山村部落の大きな固有財産になって、いろいろ活用されておる。そういう問題についても意見がなかつたのか、あわせて答弁を願いたい。

○降矢説明員 ただいま、前段申し上げた公有財産という観点を主として、農林省との折衝では意見を上上げた次第でございしますが、なお、市町村における入り会い山について、いま御指摘のありました財政問題については、特に入り会い権者の意思を主体にしてこの権利の近代化を進めるべきであるという主張はいたした次第でございします。

○森(義)委員 そういう形式的に表立ったあれではなくて、実際にやるのですよ。この法案ができると、各地方自治体がこの法案に基づいていろいろと作業をしなければならぬわけなんです。そういう問題で、たとえば知事が入り会い林の整備計画を出されて、それを公告して、異議がなければこれを認可する、あるいは異議の申し立てがあれば、それを調停する、こういう形で、たいへんな事務量がふえてくるわけなんです。特に入り会い林の問題は、長い歴史を通じてもう複雑な紛争過程を経過してきたことは御承知だと思つて、そういう問題を処理する場合に、いまの公選知事、できるだけそういうトラブルに巻き込まれたくないと言っている公選知事が、これをやらなくちゃならない形になるわけなんだ。官選知事と違ふわけですね。しかし、そういう複雑な業務を地方自治体が負担する場合に、この法律では事務費の二分の一国庫負担になっているわけですね。実際にこの法案が成立した後において、地方

自治体が負担するそういう業務の問題について検討せずに、この旧慣使用権の問題がいわゆる地方自治法上の精神を逸脱しない範囲で行なわれるならばいいとか、あるいは入り会い権がこの法案の目的に利用されるならばいいとか、そういう形式的なことと、きょうまで二年間の林野庁との折衝でそんな話しかしてこなかったのか。実際にこの法案が施行されたらどうなるんだということは、少なくとも自治省としては十分検討されたと思うのですが、その点どうなんですか。

○降矢説明員 ただいま御指摘の、この法案成立後の事務の問題につきましては、自治省といたしまして、林野庁と話し合ったところは、一緒になつて府県並びに市町村についても指導をやる、林野庁におきましては、先ほどの御答弁もございましたように、たとえば林野庁の林業のコンサルタントというようなものを通じて、この仕事についての援助、指導というものをやっていくのだということとでございします。

なお、事務費の負担につきましては、その点については、われわれも申し上げましたが、農林省といたしましては、現在法案に規定されてあるような考え方十分だ、こういうことでございしました。

○森(義)委員 農林省が十分だと言われたから、それでけっこうです、まあこういうことなんです。あなたが、あなたはその交渉、折衝の当事者として参加しておられたのですか。

○降矢説明員 途中からかわりましたので、直接参加していません。

○森(義)委員 林野庁長官、いま自治省の降矢参事官から自治省としての答弁があつたわけなんです。長官はこの問題で各省折衝に直接参加されたと思うのですが、主として自治省との間に、特にこの法案をめぐって今日まで難渋をきわめた問題というのはあつたと思うのです。その点について具体的に、参加された長官のほうから、もっと詳しい内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○田中(重)政府委員 その経過として申し上げます。

すと、最初のこの法案の立て方といたしまして、地方自治法にいうところの旧慣使用林野、これにつきましても、民法にいうところの入り会い権と同じような扱いでこれを考えようという構想が当初あったわけでございます。しかし、それはよく研究をいたしますと、すでに先生の御承知のとおり、その使用収益の実態は、沿革的に同じようなものであつても、それが公有財産である場合には、市町村の住民が公有財産を使用する場合に、その旧慣による、そうして、その旧慣を變更または廃止する場合に、市町村議会の議決を経なければならぬというふうなことになるっております。そこで、この旧慣使用権の廃止でございますが、やはりその点については、地方自治法の規定によることが妥当であらうということが一点。

それからもう一つは、この法律にございますように、先生も御承知のわけでございますが、旧慣使用林野整備の場合には、「その農林業上の利用を増進するための他の事業で国若しくは都道府県の行なうもの又はこれらの補助に係るものの効率的な実施を促進するため」と云々というふうにございます。こういうような考え方は、やはりそれが使用収益の実態が入り会い林野と似たようなものであつても、公有財産の問題であるという観点から、特にこの十九條にこの趣旨が明らかにされたわけでございます。そういうことが自治省との折衝の過程で順次具体的に、論点と申しますか、問題点として出てまいつたということが一点。

〔委員長退席、館林委員長代理着席〕

その次は、先ほども御質問にございました、この手続を進めていく場合に、県として必要な経費の二分の一、この点につきましては、自治省との間に十分に話がつき、また大蔵省との間も十分に話がついた、見解の一致した問題でございます。しかし、これもここにくるまでにはいろいろ議論がございましたけれども、こういうことに落ちついたというところでございます。

○森義委員 実際の事務費が二分の一でやれるというふうな問題については、まあ自治省のほう

がそれで了解をされておるならば、あるいは大蔵省と農林省との間で了解がついておるならば、あえて申し上げませんけれども、私は、この法案を實際林野庁から説明される場合に、折衝相手である大蔵省あるいは自治省が、入り会い林の問題について詳しく御存じないのじゃないか、少なくとも入り会い林を今度こういうふうに近代化するということとは、どういう地域に経済的、制度的変革を及ぼすかという点について、おそらく御存じないのじゃないか。したがって、地方自治法の旧慣使用権の問題が、いわゆる権利が明らかに成るという林野庁の説明で、近代化されて、もっと合理的な、能率的な経営に変わっていくのだという説明だけをそのままに受けた形で、自治省は了解をされたのじゃないか、こういうふうに実は思ふわけなんです。いわば相手が内容を知らないことにつけ込んで、林野庁がうまく言つて、持つていかされたのじゃないか。というのは、實際これは法案が成立した後の自治省が負担する、特に地方自治体が負担するものはいへんなことなんです。私は、そのことがいまから想定され、予想されるだけに、おそらくこの折衝に参加された自治省の方は内容を知らないうちにこういう形になつてしまったのじゃないか、そういうふうな危惧を抱くわけなんです。

そこで、もう一つ、法案の内容に入る前にお伺いしておきたいわけですが、御承知のように、この入り会い林の問題は、長い歴史を通じていろいろな形で変遷を遂げてきた。また法律的にも問題の多い問題である。今日各地方において、その利用形態においてもいろいろいろいろな変遷を遂げて、複雑にいろいろな形に分かれておるわけなんです。そこで、この法案を提案するにあたって、林野庁としては、そういう複雑な、しかも歴史的な慣行で今日まで長い間継続されてきた秩序を変えようとする場合に、入り会い権者あるいは入り会い集団の意見をどういうふうにして聞かれたのか、またその聞いた意見をこの法案の中へどういうふう反映されたのか、もし聞かないとす

るならば、なぜ聞かなかったのか、聞く場合にどういう具体的なアンケートをとられたのか、こういうことについて特にお聞かせ願いたい。

○田中重政府委員 その点につきましては、入り会い林野の実態を明らかにするために、昭和二十八年からの山村経済実態調査、さらには農林漁業調査研究、そういう国の経費を持ち込みまして、その実態の把握につとめたわけでございます。さらにその山村を取り巻くところの社会的あるいは経済的な諸条件の変化に即応して、林業経営、さらには農業経営をいかに近代化していくかというふうな点につきましても、都道府県を通じて調査、さらにははか学識経験者、それから公有林野協議会あるいは町村会がございしますが、そういうところにつきましても、入り会い林野制度について、その意見と実態についてできる限りの調査はしたわけでございます。その内容が必要でございましたらば、調査課長から申し上げたいと思ひます。

○森義委員 入り会い林それ自体を通じて意見を聞かれたとはいふの答弁では承れないわけですが、いわゆる入り会い林野を取り巻く山村の経済実態調査を通じて、入り会い林の置かれておる現状、あるいはそれを保有している入り会い権者の大體意見を聞いた、こういうことだと思ふのですが、分類すれば、入り会い権者あるいは入り会い集団の意見が、林野庁の調査によってどういうふうにあらわれておるか。たとえば現在の入り会い状態が、経営が非常に粗放で困つておる、したがってこの権利関係を明らかにしてくれ、こういうことが出てきておるから、こういう法律が出てきたと思ふのですが、それ以外に、入り会い権の近代化の問題については、そういう個別分割するといふことが近代化ではない、こういう方法にしてほしいという意見がたくさん出てきておると思ふのです。それぞれの地域によって意見の出方が違ふと思ふのです。現在、古典的な共同利用状態にある地域、あるいは割り山方式にある地域、

あるいはとめ山方式が多い地域、こういう地域によって意見の出方が違ふと思ふわけです。そういう意見の出方をどういうふう集録され、整理され、そしてこの法案に生かされてきたのか、そういう点について、いまわかれれば御答願いたい。

○田中重政府委員 こもつともな御意見だと思ひますが、それで、地域地域によるところの入り会い集団の意見につきましては、その事例につきましても申し上げたいと思ひますけれども、やはり総括して言えることは、先ほど来申し上げておりますように、やはり入り会い権者の個人的権利意識の目ざめといひますか、そういう自覚が高まっているといふこと、そうしてその意識に基づいて、土地の利用の高度化をはかりたいという意欲に燃えているといふこと、それにもかかわらず、この入り会いの慣習に伴うもろもろの拘束があるといふこと、その拘束があるために、土地の高度利用ができないといふこと、もし入り会い林野の場合を例にとりますと、そういうような考え方で、かりに入り会い権者の全員の合意のもとにそういう方向へ持つていこうとしたとしても、きわめて複雑な手続と非常に多額の経費を必要とするといふ現段階では、それもきわめて困難だといふような実態が、おおむね全国的な傾向であるといふことが言えると思ひます。

○森義委員 現在、資料にもありますように、入り会い集団は大小取りまぜて十万以上あるわけですね。それに関係しておる権利者が大體七百万といわれておりますが、大體調査をされたのはその十萬の入り会い集団の中で、どの程度の意見が調査をされたのか。あるいはそれを地域別に分けてどういうふう調査をされたのか。それぞれ各地方によって違ふわけなんです。一方所だけを調査しましたも、これは全く違つた意見が出てくると思ふわけです。その調査の内容について、おそらく回答は各地域によって違つてきておる、私はそう思ふわけです。それで、いま長官の御答弁のように、とにかく権利意識が高まつて、いわゆるいまの高度利用に障害になる権利関係を明確化し

入り会い集団を事業体別にすべてを把握できましたのは、一九六〇年センサスの際でございました。この際には、全国の各地域残らず悉皆調査をいたしております。そうして初めて名寄せということが行なわれまして、十一万事業体というのを把握いたしましたわけであります。こうしたものを母集団にいたしまして、その後実態調査あるいはサンプル調査などいろいろな繰り返してまいりましたわけでございますが、最も新しい調査は、昭和三十九年度に行ないました「入会林野整備促進調査」という調査でございます。これは御提出申し上げております資料の六ページにその調査結果を掲げておるわけでございます。この調査でやりましたのは、全国三十六府県、百十カ町村、各町村につきまして大体二、三集落をとりまして、合計三百三十七集落を抽出いたしておるわけでございます。したがってしまして、全国で十一万事業体でございます。中からこれだけでございますので、はたして代表性を持つかどうかは若干問題があると思えます。三百三十七集落を選出いたしますのも、ランダムではなしに、有意抽出をいたしております関係上、全般的な代表性があるとは申し上げ

来不明確な、あいまいな権利状態を明確な権利関係に切りかえるということには強く希望を表明いたしておるようでございます。

造林をしたい、しかしながら、それは全員の合意が
おきてとして必要であるというような慣習がまず
あると思います。それからさらには、たまたまそ

て、強化をされていくわけですが、そういう点の具体的な施策は何かということになりますと、そういうことであろうというふうに言えますし、さ

らにその一環としての公有林野官行造林事業というもの、やはりその一端をなうものであろうというふうな考えられるわけでございます。それはそれなりに、いわゆる入り会い林野の土地の高度利用としての一つの方向として、所有の關係は市町村有というものに踏み込まねながら進められた点はあるにしろ、それなりの効果はあったというふうな考へておられるわけでございます。それに対して、今回の入り会い林野の権利の近代化の法案といたしましては、その地域住民の創意工夫に根ざした観点から土地利用の高度化をはかっているというところが、その基礎になっているということでございます。

○森義委員 入り会い林野あるいは旧慣使用林野は、開発がおくれている。開発がおくれているというのは、たとえば人工林率はどうか、こういうことが一つのものさしになる。私は、いわゆる高度的に利用できる、有効利用のできる体制にあるかどうかということが、その地域が開発されているか、されてないかのものさしだと思ふのです。もちろん、人工林の率も一つのファクターにはなるでしょう。あるいは林道の問題もあるでしょう。あるいはその地域の経済的ないろいろな発展の大勢に應じられるかどうか、こういう問題もあるでしょう。いろいろと高度的な有効利用をし得る体制にあるか。そういう点から見れば、いまの入り会い林野がそういう点では不十分である、こういうことはわかるわけなんです。そこで、開発がおくれている。そういう観点に立つて、開発がおくれているという責任がいわゆる古い権利関係だけにある、こういうふうな考へるのは、私は間違ひじゃないかと思ふのです。確かに、古い権利関係が開発をおくれている一つの理由にはなっているかも知れませんが、しかし、他にいろいろと林業政策上のいわゆる欠陥、そういう問題も、入り会い林野、旧慣使用林野の開発をおくれている一つの大きな要因になつておられると思うのです。その要因は、これは政策上排除できる要因なんです。そういう要因を排除するために

とられた手段というものが、すべて古い権利関係が障害となつて実現できないんだというふうな形でものを集約して、古い権利関係だけが近代化されるならば、入り会い林野、旧慣使用林野の開発が可能になり、農林業上の利用が増進する、そういうふうな結びつけたところに、この法案の大体一貫した考へ方の流れがあるわけなんです。そういうふうな問題を整理してしまふことは大きな欠陥があるんじゃないか。現在の入り会い林野のいわゆる集約的な土地で、こういう問題をとどういうふうな有効的に活用するかということ、これは政策上いろいろな方法があると思うわけなんです。現在農林業や林業が近代化がおくれているのは、これは規模の零細性ということが常に指摘されているわけです。林業基本法にしましては、農林基本法にしましては、いわゆる規模の零細性が近代化をはばんでおる最大の原因として、これをどう規模を拡大していくか、こういうことに力点を置いて政策が立てられておるわけです。特に林業基本法の十二條は、この日本の林業が持つ、いわゆる近代化をはばんでおる最大の原因である零細性を克服して、規模を拡大するために、入り会い林野をどう活用するか、こういう形で十二條は書かれておるわけですね。そういう観点から申し上げますと、いままたまた経営が粗放であるけれども、集約した一つの山としてあるわけですね。これを今度の法案が考へておるような権利関係の近代化、これを考へて言うならば、個別私権化を明確にする、いわゆる入り会い権を消滅させて分割させてしまふ、こういう形での処理しようという考へ方は、私は、いわゆる日本の農林業が持つておる規模の零細性という致命的な欠陥を克服する方策、方針と逆行するんじゃないか、こういうふうな考へるわけなんです。したがって、この法案が、入り会い林野あるいは旧慣使用林野が権利関係が障害になつて、新しい開発がおくれているのだという形だけで問題をとらまえて、その権利関係だけを明確にするというふう

な考へ方は間違つておるんじゃないか。もっと日本農林業全体の、いまの最大の欠陥である規模の零細性を克服するためにどうするかという観点から問題をとらえますと、むしろ、あるべき現在の姿を政策的に協業化の方向で有効的に活用できるような方向に指導するのが最も適切な方法である。今度出されております農地管理事業団法だつて、いわゆる農地の集約化という、自立経営農家の達成のための必要な対策として、政府が考へられておる一つの法案でございます。そういう方向に日本の農林行政が一貫して向いておるときに、入り会い権だけはまともでない。分割するんだ、こういう考へ方は、私は、農林業上の利用の増大に結びつかない、こういうふうな考へるわけですね。むしろ、そういう形になりますと、午前中に森田委員からも質問があったように、特定の人に買い占められて、農林業上の利用じゃなくて、他の目的にいわゆる土地代として売られていく、こういう傾向になる公算のほうが強い。一たん分割してしまつたものを何らかの形でまとめるということ、これは、たいへんむずかしい話です。森林法が改正になって、いわゆる生産森林組合方式がとられても、なかなかそれが進まないというのは、出資する個人の山がばらばらにある。これを出資したところで、それはいわゆる協業的な特徴を發揮できないわけですね。たとえばチェーンソーやあるいは架線を用いての近代化、集約材の伐採の近代化をはかろうとしても、山が零細なものがばつぱつあった形では、何ら効果をあらわさない。入り会い権というものは、そういうばらばらにあるのじゃなくて、地域で固まつた形であるわけですね。したがって、この固まつた形をどう近代化するかという問題は、どう有効に活用するかという点から問題を考へていかないと、いまの林野庁の考へておられる方針というのは、全く農林行政全体の方向と逆行する、こういう危険性を私は感ずるわけですが、その点についてどういうふうにお考へになりますか。

○田中(重)政府委員 いまの入り会い林野の土地

利用の非近代性は、権利関係の非近代性だけにあるというふうには考へていないのでございまして、この点は先生の御説のとおりだと存じます。したがって、その権利関係の近代化がはかられると同時に、もろもろの土地利用の高度化のための施策がとられなければならないというふうに私は考へておられるわけでございますけれども、ただ、土地の利用の非常に大きな障害となっているのが、非近代的な権利関係である、そういう意識に立つてこの法案を考へておられるわけでございます。そういう意味合いからいまして、近代化される権利、そういうものに基づく新しい権利者が土地の利用をはかっているという場合には、これを助長する国の積極的な施策が伴わなければならない、こういうふうな考へるわけでございます。そこで、その土地の零細分散化、あるいは一部への合併、そういうものは排除していくという考へ方が、この法案にも出ておるわけでございます。また、県知事がこの整備計画を審査する段階で、十分にその点を考慮して審査をするということととも、一方、近代化された権利、近代化されたその入り会い林野についての土地利用については、生産森林組合その他法人の経営にまかせるような方向で、できる限りその分散化を防ぐ方向で行政指導をしてまいらうと考へております。基本法の趣旨にできる限り沿ひ得るよう考へてまいりたい、こういうふうな考へておる次第でございます。

○森(義)委員 私が先ほど御質問いたしましたのが国の農林業の基本的な方向、いわゆる規模の零細性を克服するという大方針にこのことがマッチするかどうかという点については、私は疑問を持つておる、こういうふうなことは質問の中で申し上げたわけでありまして、その点についてのいまの答弁ではたいへんもの足りないと思ふわけですね。いわゆる入り会い林野の整備計画がされて、それを認可されたあとで共同利用されるような、いわゆるばらばらにならないような配慮をするというけれども、それはこの法案の中には、たとえば協業化が

前提なんだ、それがなければ認可しないのだという条項はどこにもない。むしろこの何では、私権化されたあとで、あとの活用方向としてそういうふうに行政指導する、いわば、それは願望なんです。行政指導の一つの目標なんです。そういう形は、私は、いま考えておるせっかく集団化された山というものを、そういうものを個別私権化してしまつたらだめだ、いまのままだう有効に活用するかという考え方のほうが、いま日本にとっておる農林業の基本方針に合致するのではないか、そういう考え方で問題を提起したわけです。いまの長官の答弁では、午前中に森田さんからその点についてたいへん心配な質問をしておられました、私も同じように感じるわけなんです。おそらく、零細地域における入り会い集団の中でも、特に零細規模のものが多くわけですね。そういうようなものを個別私権化するなどというのは、これは全く話にならないわけです。それは権利者が百名くらいで、五百町歩以上の入り会い林野を持っておるといふ地域における個別私権化の問題、これは若干検討する価値があると思う。ところが、零細規模の入り会い集団が分散してしまうと、個人当たり一反歩くらいのもになってしまう危険性すらある。そういうものを個別私権化がまず前提になつて、その後協業化に入っていく、こういう形のやり方は、実情に合わないのじゃないか。むしろ、せっかくいまある、いわゆる入り会い山としてまとまっておる、こういう地域を有効に活用することを考えなくちゃならない。現地に行きますと、いわゆる零細規模の山林家が自分の山を切つて自動車道路のところで出すまでの架線の権利でずいぶんもめておるわけです。ひとの山の上を架線が通らなくちゃならないわけですね。その交渉だけでずいぶんもめて、せっかく短い架線で済むものが、遠回りして来ぬと道路まで来られない。よその山の上を通るだけでそこに何らかの金を払わなくちゃならない。こういう問題で、零細規模で分散しておる山の形態というものは、非常に経営上の支障になっておるわけです。それがた

また入り会い林野は地域部落でまとまっておるわけですね。こういうものをなぜ分散するのか。これは日本の農林業の基本方針と、何回も繰り返しますけれども、全く逆行する。したがって、将来のいわゆる行政指導として、協業化の方向でという考え方は、これはいいことなんです。けれども、現在に在る状態の中で有効利用を考えられないだろうか。そのためには、林道の問題や、あるいは補助や融資の問題でこれを近代化し、機械化していく、そういう方向で国が施策を講ずることが必要であつて、権利を分散化してしまうということには、全く間違つた方向じゃないか、こういうふうなことを考えるわけなんです。その点について、もう一回長官から答弁願ひたいと思います。

○田中(重)政府委員 その点につきましては、林業基本法の趣旨からいいますと、零細分散させることは私も本意ではないわけですが、いままで、でき得る限り経営規模の拡大をはかつていくということを考えなければならぬというふうなことを考えております。そこで、県知事が整備計画を審査する場合でも、権利の一部への集中のみならず、その土地の利用についての計画も、その整備計画に計上されるわけでございますから、そこで、その最も有効な土地の利用計画が計上されるような指導、それぞれの関係の県にコンサルタント等を設置する、そういう予算の措置も講じておりますので、その段階で十分に指導をいたしまして、合理的な計画が作成されるように持つてまいりたい。したがって、その計画作成の段階で相当チェックを加えることはできるかというふうな方向ででき得る限り指導をしていくという考えでございます。

○森(義)委員 この点については大臣の御所見を承りたいと思うわけですが、現在の日本の農林業が近代化されない最大の障害になっておるのは規模の零細性にある、こういうふうにいわれておるわけですから、それは大臣も御承知だと思ひます。林業基本法も農林基本法も、この致命的な

近代化をはばんでおる規模の零細性をどう拡大していくかというところに、近代化の一つの大きな方針があるわけなんです。ところが、今度の入り会い林野の問題は、いまかたまっておるものを個人個人に零細な規模に分割しようとしておるわけなんです。もちろん、行政指導として協業化の方向に指導する、あるいは知事が認可する場合に、零細規模で個々ばらばらにならないようにチェックするとかいういまの長官の答弁なんです。私は、農林業の行政を考へる場合に、いわゆる規模の拡大ということが至上課題である以上は、現在において入り会い林というものはかたまつたところにある。これはもう何ものにもかえがたい近代化の一つの立地的条件になっておるわけですね。これをどう活用していくか、こういう観点でものを考えますと、いまの個別私権化するという方向は、農林業の大方針と逆行する危険性がある、こういうふうに思ふのですが、その点、大臣どうお考えですか。

○坂田(国務)大臣 現在のその問題につきましては、一方においては、権利関係はやはり明確にしていくなことが非常に重要だといふ、そういう要請があるわけですね。もつとも、午前中も申したのでありますが、地域によってはまだそこまで進まないものもあると存じますが、さような関係で権利関係を明確にするという一方の要請がある。しかし、それを個人個人に分割して小さくしてしまったのでは、ところによつてはそれでいい場合もありましようけれども、多くの場合は、かえつて利用性が減るといふこともあろう、そういう関係があらりますので、一方、この権利関係を明確にしていく、つまり、権利関係を近代化していくというふうに見てもよからうと思ふが、そういうふうに進めていくことのほかに、それと同時に、それらのものが分散したり細分されたりして目的を達せられないといふことがあつてはなりませんので、行政的にそれらの関係も十分チェックいたしまして、そして協業の方法でいくなり、あるいは森林組合の手段によつてその利用を進めていくなり、

さようなことで利用そのものが細分されるということではないように進めていきたい、かように存じておるわけでございます。

○森(義)委員 細分されてしまふということについて、それをチェックする方法としての保証は、いまのこの法律の内容からは非常に弱いわけなんです。したがって、これは農林業上の利用の増進という大目的があるわけですね。今度の権利関係の近代化は、農林業上の利用の増進ということがその大前提になつておるわけです。そうすると、農林業上の利用というものが、規模の拡大方向で利用するといふことが方針なんです。これはたとえ土地の高度利用という形で、もう住宅になつても何になつてもいいのだ、いわゆる分散されて、売られて宅地になつても何になつてもいいから、とにかく入り会い林野をもつと有効にいろいろな面で土地の総合利用に供するのだという形で考えておられるならば、私はあえてそういうことは言わないわけですね。農林業上の利用の増進ということになれば、農林業上の利用を増進するためには、どうしても規模を拡大しなければならぬといふ大前提があるわけですね。そういう前提に立ちながら、これを個別私権化して分散してしまう、こういうことは、長官あるいは大臣の答弁のように行政指導をいかに行なつたところで、もう一たん個別私権化されたものは、協業化される公算といふものは非常に少なくなつてくる、そういう危険性があると思ふのです。その点について、いわゆる零細私権化されない、分散されないといふ保証が、法案の中にはどこにも見当たらないわけですね。ただ単なる行政指導という面だけで考えておられるわけですが、そういうことでいいのですか。林業基本法の十二条にもつとつきり書いておるのです。林業基本法の十二条には「小規模林業経営の規模の拡大に資する方策として」、「入会権に係る林野についての権利関係の近代化等必要な施策を講ずる」、だから、この権利の近代化の問題も、いわば零細規模の林業形態をもつと大きくするという前提があるわけなんです。そこで、

一步譲りまして、権利関係の近代化が必要なんだ、いわゆる規模を拡大するという必要も必要だけれども、権利関係の近代化が必要だ、こういうならば、規模を拡大することが大前提で、いわゆる近代化というのはそのための一つの手段だ、したがって、これはいわゆる瞬間タッチ方式で、帳簿上だけの形にする、こういう形ならばわかるわけなんです。ところが、権利関係を近代化するということが、いわゆる分化することが先に立って、あとで行政指導が規模の拡大になっていくわけなんです。私は、少なくとも大前提を零細性の規模の拡大というところに置き、そのために近代化が障害になるとするならば、近代化というのは、あくまでも規模の拡大のための手段なんだ、したがって、それは瞬間タッチ方式でいい、こういうふうな考え方が、それならばまた理解できるわけなんです。その点どうですか。

○坂田国務大臣 私申ししたことは、権利関係を明確にするということとあわせて、経営が細分されたりそういうことと進めていくということとでありまして、できることならば協業化を進めるといふことで、もちろんそれは行政指導が主でありまして、そういう方向に力を注いでまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○森(義)委員 同じ答弁を繰り返しておられるわけですが、これが今度の法案の非常にポイントだと私は思うのです。したがって、あえて繰り返して聞くわけなのですが、権利関係が近代化される、具体的には、いままでの入り会い林野、入り会い集団の中に入り会い権者が、個々に自分の土地を所有権を持つわけなのですが、そうすると、入り会い山というものは個人の所有に分割されるわけなんです。そうでしょう。これを協業化の方向へ指導するというけれども、それにはそうなくちゃならぬという前提は何もないわけなんです。保証はないわけですが、したがって、指導するけれども、指導に従わなくてもいいわけですね。そうすると、それは個人が売っても買ってもいいわけ

しょう。売ろうと自由でしょう。そうなってしまうと、これは農林業上の利用の拡大、いわゆる規模の拡大にならないわけなんです。そこらあたりに、近代化が現在の入り会い山を解体してしまつて、零細規模に転落してしまつて、こういうおそれのある方向で、農林業上の利用の増進にならない。したがって、農林業上の利用の増進というのは、あくまでも規模の拡大を維持したまま、そこで権利の近代化がなければ障害があるのだというならば、それは瞬間タッチ方式で、それだけをいわゆる個人の権利に期してしまつて、瞬間タッチ方式で取り扱う。あくまでも協業化あるいは共同利用というものが前提になる。こういう方式を出さない限り、これは日本の農林業の基本方針に反すると思うのです。その点、繰り返しでいいようにしてください、もう一回大臣から確信ある答弁をいただきたいと思うのです。

○坂田国務大臣 申ししておることは、別に変わったことではないのですが、要するに、いまの権利関係を明確にしておかないと、非常に弊害が出てきておる。地方によってはそうでないものもありまして、そういうことが大勢であります。そこで、いま申しましたように、権利関係を明確にしてまいる。そのかわり、それらについてそういうものが分散するというものなようにするために、いま一般的にも小さい経営については協業等を奨励いたしておりますように、そういう協業の奨励をいたしてまいる。したがって、こういう場合において、整備計画の認可と同時に、生産森林組合に出資するようにすると、こういう方法等によって、その経営が非常に小さく細分されることのないように努力を払つてまいらう、こういうことでございます。

○森(義)委員 これ以上その問題で議論をしておつても結論が出ないようでございますから、それに関連をして、それでは、生産森林組合方式に協業化の方向へ行政指導されるとおっしゃいますけれども、これは二十六年の森林法の全面改正のとき、施設森林組合と並んで、生産森林組合

という協業形態が入り会い林野制度に取り上げられるということになったわけですね。ところが、その後の生産森林組合は、それではどういふふうな協業化が進み、成果をあげておるのかということ、てんでないのです。その原因がどこにあると思つておられますか。いわゆる生産森林組合化をすれば、協業体制がとられて、林業としての高度活用ができるのだというふうにお考えになっておるようですよ。いわゆる分散しない、こういう行政指導をやつたら心配されることは防げるのだ、こういうふうにおっしゃっていますが、生産森林組合が現在どういふ状態になって、どういふふうな林業高度利用にこれが発展をしておるのか、こういうことについて、大臣のほうから御答弁を願いたい。

○田中(重)政府委員 いま生産森林組合が必ずしも法律の趣旨に沿つて活動してないことも御指摘のとおりでございます。昭和二十六年に生産森林組合が森林法の改正でできました当時、この生産森林組合の成立過程が、入り会い慣行といひますか、入り会い権を今度の法律で考へていられるような形に明確化して、そうして生産森林組合に移行したということでは必ずしもないという面がございます。そういう点にはやはり組合活動として活動でないというふうな考えられる面もございまして、その点は今度は是正されるというふうな考へております。ただ、生産森林組合になりましたために、そのなる前に比較をいたしまして、やはり造林につきましても促進されたということは、種々の面から言えるのではなからうか、こういうふうな考へております。

○森(義)委員 入り会い林が個別私権化が明確になつて、そして個人が生産森林組合に出資する、そういう形態になれば、生産森林組合は有効に稼動する、こういうふうな考へていいのですか。私は、現在の生産森林組合が行き詰まつておる理由がどこにあるかといへば、これは御承知のように税制の問題です。現在はいわゆる単年度会計で、いわゆる稼働した労賃とか賃金というのは、その

年間あげた利潤があれば、そこから損失として落とされますけれども、林業のように五年に一回しか収益がないという場合には、その年の稼働した賃金や労賃というのは、それだけは少なくとも損失として落とされても、あとの問題は、これはいわゆる利子配当と同じ形で税金がかかってくるわけなんです。ですから、毎年同じようにきまつた所得のある産業ならば、これはいいのですけれども、林業のように五年に一回あるいは十年に一回しか所得がない、そこへ入つてきた所得というものが、配当所得のように税金がかかってくる、こういうところに問題点があるわけなんです。だから、今後この生産森林組合方式に協業化の方向を行政指導されるという場合には、税制の問題を根本的に考へなければ、いまのままの形で権利関係だけが明らかになつて、そして出資組合に出資したということだけで、生産森林組合がうまく運営されるとは考へないのですが、その点どうですか。

○田中(重)政府委員 その点につきましては、生産森林組合は、法人税等の面でも恩恵は現在与えられてはいるわけでございますけれども、また一方、先生のお話の従事分量配当等について確かに問題点はございます。それで、その点につきましては、入り会い林野の権利関係の近代化後の土地の利用の高度化という面でも、國の積極的な施策を考へていく、その一環といたしまして、この生産森林組合制度の改善については十分に検討いたしたい、こういうふうな考へておる次第でございます。

○森(義)委員 大蔵省の中橋税制第一課長お見えになつておるわけですね。いま生産森林組合がふるわな一つの原因として、いわゆる税制の問題が一つ障害になつておるわけなんです。林業は御承知のように、毎年きまつた利潤があるものじゃないわけなんです。そこで、十年に一回とか五年に一回、切つたときに利潤がある。そういう場合に、投下した労賃あるいは支払つた労務賃金というものは損失として落とされるわけですが、その他の利益は、これは配当利潤としてくるわけ

す。それに対する税金が非常に大きいわけです。こういうことで、いわゆる生産森林組合が事業をやれば、大きな税金をとられる、こういう形で問題があるわけです。そういう点について、税制上、林野庁長官のほうでは生産森林組合法人化の行政指導の過程で十分考へるとおっしゃっているのですが、大蔵省の税制課長としてはどういうふうにお考えですか。

○中橋説明員 生産森林組合に対しまして課税につきましては、これはまた非常にむずかしい問題がございます。と申しますのは、現在の税法のためまえからまず申しますと、こういう生産事業をやっておりますもの一番右と申しますか、左と申しますか、極端な形態といたしましては、一つの法人の形態として、一つの企業として、事業をやっております場合がございまして、これに對しましては、普通の商売をやっておる人を想定されればおわかりのように、税率に差ございまして、留保に對しましては一定の税率、あるいはそれを配当した場合には配当に對する輕率税率がかかる。それと全く對照的な地位にありますのが協同組合でございます。協同組合等に對する税金といたしましては、これはまさに協同組合が、その組合員であります個々の事業と、それからその個々の事業としてあります組合員のために行ないます協同組合の協同事業、そういうものにまず着目をいたしまして、それに対しては、先ほど申しましたような一つの法人の企業として利潤をあげました場合に課税する税率よりは、はるかに低い税金でもって留保分に課税され、あるいは出資配当に對して課税されております。さらにその場合、協同組合が、組合員の事業分配金あるいは從事分配金につきましては、これを組合員に分配いたしましたものは、通常の協同組合でございませうれば、その段階では損金として落とすことになっております。それはもちろん今度個々の事業者のほうの受け取りました側で課税される、こういうシステムになっております。

ところで、そういう二つの形態がございまして問題

に、生産森林組合も含めまして生産組合という形があるわけでございます。現在の税制におきましては、この生産森林組合で例をとって申し上げれば、先ほど申しましたように、一つの企業として生産事業をやっておるという色合いの非常に強いものと、それから協同組合的に運営されておるという色合いが強いものと、二つに分けております。その分ける基準といたしましては、給与を払っているか払っていないかという点で分別いたしております。概括的に申し上げれば、給与を払っております生産森林組合は、これは第一に申しましたように、全く一つの企業体としての実態を備えておるといふ考えから、普通、通常の有限会社あるいは小さな株式会社と同様の課税をいたしております。ところで、給与を払っていない、むしろ組合員であります方々の事業と、それからその組合員のために行なう協同事業とが未分化と申しますか、あるいはむしろ分かれておると言いたほうがいいのかもしれませんが、そういう形態をとっておるものにつきましては、先ほど第二類型として申しました協同組合の課税方式が適用されまして、生産森林組合で組合員の事業に從事しました分量に應ずる分配金は損金に落とされまして、それはむしろ受け取る側でもって課税されるという方式をとっております。ここに一つ生産組合一般についての課税方式の問題があるわけでございます。

さらにその次には、ただいま御指摘の、そういう方式でもって課税されます生産森林組合において、事業從事いたしました分量に應ずる分配金につきましては、現在の建て方で申せば、確かにその事業年度中におきましてその事業從事分量に應ずる分配金は損金に落とすたてまえになっております。そこで、この生産森林組合について考えますれば、まさに御指摘のように、そこで生じます利潤といふものは、主としていたしまして長年の労力とそれから賃金で形成されております立木の価格——立木の生長が化体したものであらうと思ひます。そこで、そういう長年かけて出まし

た利潤に對しまして、その事業年度中にその事業に從事しました分量に應じて分配するものを生産森林組合の段階で損金にするというのが徹底してないではないかという御指摘の点があったと思ひます。実はこれはそういう点はあるわけでございます。実はこれも、それではかりに生産森林組合におきましてその長年にわたって発生いたしましたところの利益を分配いたします場合に、その発生期間中におきましてその、個々の組合員の事業に從事分量を長年にわたって分配する方法がはたして簡便にあるかどうかでございます。おそらく組合員の方々のこの事業に從事する分量というものは、脱退でございましてかあるいは死亡というような特別の事態がなければ、大体毎年同じような相対的な関係におきまして事業に從事せられておるものと思われまして、そういういたしますと、その事業年度中に事業に從事しました分量に應じて分配する分配金としてとりまして、先ほど言いましたように、脱退者あるいは死亡者というもののについての問題以外は、そんなに出てこないのではないかと申すように、私どもは考えております。したがって、以上、課税方式の一つの基本的な問題、これは単に生産森林組合のみに限りませず、企業組合から生産漁業組合あるいは農事組合、そういうようなものも含めましてその課税方式の問題として、非常に基本的なむずかしい問題が入っております。

第二の問題といたしましては、先ほど言いました事業年度中の事業從事分量というものと、長年にわたりますところの事業從事分量というものとにだけだけの差異があり、また實際上その長い期間にわたる從事分量というものをどういうふうに把握するかという問題がございまして、私どもは、両点につきましては、これは非常に慎重に検討するに値する問題だと思ひますけれども、先ほど来申し上げましたように非常に、またむずかしい問題があるということを申し上げたいと思ひます。

○森(義)委員 そうすると、事業年度中のものはこれは損金として落とすけれども、長い年限のそういう事業分量に應じて収益が上がったときに、それは損金として勘定できる、いまのお話ではそういう説明でした。たとえば、ことしはこういう事業をやった、その中でどれだけの労力を投下したか、それに対するいわゆる從事割り分配金ですか、これは損金として落とされます。ところで、毎年事業をやらなかつた、全然事業をやらなかつた、ずっと三年間木を切らなかつた、四年目に木を切った、そういう場合に、一ぺんにたくさん収入が入ってきます。その場合に、その三年間の從事割り分配金というのは、計算されて、その収益から損金として落とされるのですか。いまの説明だとそういうことになりませんか。

○中橋説明員 私が先ほど申しましたように、生産森林組合におきまして給与を払っていないものにつきまして、そういう課税が行なわれるということをお前提にして申し上げたいと思ひます。そうしますと、その次には、法人税は事業年度課税でございまして、とっておりまして事業年度において発生します利益があれば、そこでまず課税問題が起つてまいりますので、全然木を切らないで、ずっと経費ばかりかかっておるときには、法人税はまだかかっておりません。それからいざ木を切りまして、そこに利益が出てまいります。そのときに、その出ました利益をどういう基準でもって分配されるか、全額これを分配するというふうに想定いたしまして、どういうふうに分配されるかというときに、現在の方式としましては、その切りました事業年度のその事業に從事しました分量に應じて分配される分は、損金に落とすわけでございます。しかし、三年間なら三年間あるいは二十年間、事業分量に應じて分配するというふうにおっしゃれば、これは確かに損金に落とせない分が出てまいります。そういうことを申し上げたのでございまして。

○森(義)委員 だから、問題はそこなんです。林業というのは、毎年きまつた事業をやるのでは

なくして、何年間に一回しかできません。事業をやった年のこれは損金として落とせますね。ところが、その他の問題は落とせないとすれば、結局収益の中からその事業年度の損金として落とした残りに税金がかかってくるわけでしょう。そこらあたりに問題があると思うのです。これは当然生産森林組合法人として今後協業化の方向を指導するとするならば、隘路がどこにあるかということをはっきりとつかんで、そういう問題について、十分大蔵省との間で折衝をしていただいて、そういう方向を打ち出してもらわなければいかぬと思います。

それで、大体三時から部会で、ちょっと皆さん出なければいかぬので、質問はちょうど入り口に入ってしまったのでありませんが、御承知のように、この法案はすいぶん古い歴史を持ち、現在非常に複雑な状態にある法案でございますので、私も慎重に審議をいたしたい。この法案の趣旨が、地域入り会い権者の意図しておる方向にまづ進むのかどうか、あるいはこの法案が日本の農林業上の利用増進に非常に大きな役割りを果たすのかどうか、そういう問題について、十分現地調査等をやって、慎重に審議していきたい、こういうように思います。

したがって、きょうはこれで質問を保留いたしました。引き続きまた次の機会に質問させていただきます。

○館林委員長代理 次会は明十四日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時六分散会

昭和四十一年四月二十三日印刷

昭和四十一年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局